



青森県報

第十九百九十四号 平成十四年三月十一日(月曜日)

目 次

規 則

- 青森県保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則

(健康医療課) : 一

青森県保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則
 青森県保健婦助産婦看護婦法施行細則(昭和四十二年八月青森県規則第四十三号)
 の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

青森県保健師助産師看護師法施行細則

○建設業者の許可の取消し	(弘前)	二
○右 同	(土木事務所)	二
○右 同	(同)	二
○右 同	(同)	三
○右 同	(八戸土木事務所)	三
○右 同	(同)	三
○右 同	(同)	三
.....

規 則

第三条(見出しを含む。)中「准看護師免許申請書」を「准看護師免許証」に改める。

青森県保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十四年三月十一日

第五条の見出し中「准看護士」を「旧規則による保健婦」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

青森県知事 木村守男

「准看護婦免許申請書」や「准看護師免許申請書」など、「准看護婦免許を」や「准看護師免許を」と「保健師助産師看護婦法施行令」や「保健師助産師看護師法施行令」など、「准看護婦試験」や「准看護師試験」など、「准看護婦の」や「准

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

【】印送付「准看護婦籍訂正及び免許証書換え交付申請書」又「准看護師籍訂正

青森県知事
木村守男

及び免許証書換え交付申請書」又「准看護婦籍の」又「准看護師籍の」又「准看護婦免許証」又「准看護師免許証」又「保健婦助産婦看護婦法施行令」又「保健師助産師看護師法施行令」を名づく。

〔二〕即送付「准看護婦籍登録抹消申請書」及「准看護師籍登録抹消申請書」。」

「准看護婦籍の」や「准看護師籍の」と「保健輔助産婦看護婦法施行令」や「保健師

助産師看護師法施行令」及び「准看護婦免許証」の「准看護師免許証」に沿つておる。

標印印鑑依母「准看護婦免許証再交付申請書」或「准看護師免許証再交付申請書」

〔准看護婦免許証の〕 〔准看護師免許証の〕 〔保健婦助産婦看護婦法施行令〕

〔保健師助産師看護師法施行令〕は〔医療費損〕は〔医療費損傷〕は〔医療費損傷〕

「損の」を「損易の」に書き換えた「損易した」と書く。

「准看護師免許証返納書」
「准看護師免許証返納書」
「准看護師免許証返納書」

「准看護師免許証」を発行す。

第六期選拔母「准看護婦試驗合格證明書交付申請書」或「准看護師試驗合格證明書

交付申請書」又「准看護婦試験合格証明書の」又「准看護師試験合格証明書の」又

「保健婦助產婦看護婦法施行規則」及「保健師助產師看護師法施行規則」之名。

第七号様式中「准看護婦免許証」を「准看護師免許証」に、「保健婦助産婦看護婦

「法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦の」を「准看護師の」に改める。

附 則

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第一十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十四年二月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第一十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年三月十一日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 小林設備
二 氏名 小林 博英

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字堂野前字種井七四の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一―三）第一四八一三号

五 取消年月日 平成十四年二月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、は装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年二月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

平成十四年三月十一日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 有限会社山形建設
二 代表者の氏名 川守田 崇彰
三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野三丁目一〇の一六
四 許可番号 青森県知事許可（般一八）第四一九号
五 取消年月日 平成十四年二月二十六日
六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年二月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

平成十四年三月十一日

青森県知事 木村守男

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年三月十一日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 有限会社公義開発
二 代表者の氏名 鈴木 公雄
三 主たる営業所の所在地 八戸市大字市川町字尻引七一の四
四 許可番号 青森県知事許可（般一―一）第一二九四六号
五 取消年月日 平成十四年二月二十一日
六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年二月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

平成十四年三月十一日

青森県知事 木村守男

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年三月十一日

青森県知事 木村守男

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年三月十一日

青森県知事 木村守男

- 二 氏名 鈴木 正志
 三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字上市川字高田一五の一
 四 許可番号 青森県知事許可(般一―三)第一四二一四号
 五 取消年月日 平成十四年二月二十六日
 六 取消しに係る建設業の許可
 大工工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となつた事実
 平成十四年二月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(毎週月・水・金曜日発行)	発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号
定価小口一枚二付十七円八十五銭	東奥印刷株式会社	